

鳥取県告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字フタ通り一四六七の四から一四六七の七まで

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三、解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第百五十三号

西伯郡大山町大字福尾五一五番地福留伊佐夫ほか十四人の者から設立認可申請のあつた上野福尾土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年二月二十四日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百五十四号

昭和四十五年十一月二十七日付で湯山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（湯山地区農道舗装）事業については、審査の

結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美郡福部村大字細川六六三の五

湯山土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十五号

昭和四十五年十二月二十六日付で天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（犬馬場地区かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川

天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十六号

昭和四十五年十月二十日付で郡家町長から申請のあった土地改良(落岩地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十七号

昭和四十五年十二月二十四日付で日吉津村長から申請のあった土地改良(富吉地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十八号

昭和四十五年十一月十日付で名和町長から申請のあった土地改良(小竹地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十九号

昭和四十五年十一月二十日付で名和町長から申請のあつた土地改良（東坪地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十号

昭和四十五年十月二十日付で郡家町長から申請のあつた土地改良（大坪地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十一号

昭和四十五年十月二十日付で郡家町長から申請のあつた土地改良(野町地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十二号

昭和四十六年一月二十七日付で鹿野町長から申請のあつた土地改良(岡井地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十三号

大山町長から申請のあつた大山町宮土地改良(上万地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十四号

羽合町長から申請のあつた羽合町宮土地改良(長瀬地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十五号

中山町長から申請のあつた中山町管土地改良(赤坂地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画都市高速鉄道事業日本国有鉄道山陰本線及び因美線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

鳥取市卯垣、立川五丁目、吉方温泉四丁目、吉方字樋越、熊ヶ坪、樋長隈、東井古、柏橋、本折、狭間、小橋免、七持、東小樋井、小樋井、

富安字品治廻り、東品治町、行徳、古市字西ハッロ、古海字下村土井下、東開発の一、鶴田、常念田、開発田、徳吉字下崎高下、奥中沢、梶田、宍町ヶ坪、沢田、道登り、墓原、六反田、三嶋田、岩吉字西上美田、東上美田、中島、五反田、富地田、湖山町字柳田、大石橋、吉成字上小樋井及び稲石地内、

鳥取県告示第百六十七号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
四六・三・一	三六一	鳥取市青葉町一丁目二〇九	株式会社 山陰合同銀行城北支店支店長	鳥取市青葉町一丁目二〇九

鳥取県告示第百六十八号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県米子児童相談所 米子市久米町四〇」を「鳥取県米子児童相談所 米子市博労町四丁目五〇」に改める。

鳥取県告示第百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を變更し、及び廢止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を變更する町及び字の名称	同上の区域（昭和四十五年十二月十日現在の地番による。）
福守町字宮地	西倉吉町字五輪の全域、西倉吉町字畑ケ田の全域、福守町字宮地の全域並びに福守町字具ケ場六一二、六一三の一、六一四から六三一まで、六三三の五及びこれらと一体をなす国有地
福守町字具ケ場	福守町字具ケ場のうち六一二、六一三の一、六一四から六三一まで、六三三の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廢止する区域	西倉吉町字五輪及び西倉吉町字畑ケ田

鳥取県告示第百七十号

倉吉市福守団地土地区画整理事業施行区域の宅地について、昭和四十六年二月十三日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年三月二日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十六年三月十一日 午後一時から

米子市鞆町一丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字徳方四三四の二 足立洋子